

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(情報政策課)	93
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(情報政策課)	94
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(技術普及課)	95
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(農業施設管理課)	96
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	96
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	96
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	96
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	97
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	97
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	98

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………	(維持管理防災課)	109
-------------------------	-----------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		109
------------------------	--	-----

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………		110
○北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………		110

告 示

北海道告示第192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成31年3月22日に一般競争入札の公告を行うWindows OSライセンスの購入契約
- (2) 資 格 Windows OSライセンスの購入契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 Microsoft社 Windows10 Enterprise 2019 LTSCアップグレード セレクトプラスフォーガバメントライセンス（Windows10 Enterprise 2016 LTSCへのダウングレード権が付随していること。）

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

過去2年間に国又は地方公共団体とWindows OSライセンスを含むソフトウェア等の調達（Windows OSライセンス単独の調達のほか、パソコン等の調達と一体でのWindows OSライセンス調達を含む。）に係る契約を締結し、履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成31年3月22日（金）から同年4月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の

(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5173

北海道告示第193号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 Windows OS ライセンスの購入 32本
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 平成31年5月17日（金）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道告示第192号に規定するWindows OSライセンスの購入契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）
(2) 入 札 日 時 平成31年4月19日（金）午後2時30分（送付による場合は、同月17日（水）までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等及び特定役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア 名 称 及び 数 量 Windows OS更新委託業務

イ 予 定 時 期 平成31年6月下旬頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年3月8日付け北海道告示第160号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で直接交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5173

11 Summary

- A Nature and quantity of products to be procured : Windows OS license 32
B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., April 19, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than April 17, 2019)
C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5173

北海道告示第194号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1袋当たりの単価）及び調達予定数量
殺線虫粒剤（ネマトリンエース粒剤）

ア 200kg／フレコンバック（底部口付、内径250～350mm以内のもの） 165袋
(33,000kg)

イ 20kg／紙袋 357袋（7,140kg）

- (2) 調達をする物品の仕様等 有効成分名及び含有量 ホスチアゼート 1.5%
(3) 契約期間 契約の締結日から平成31年9月20日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 農薬販売業者の届出を行っている者であること。
(5) 道が指定する日時に指定数量の搬入が可能であること。
(6) 天候不順で散布作業を中止した場合は、回収し一時保管できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年3月25日（月）から同年4月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局技術普及課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局技術普及課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課）

- (2) 入札日時 平成31年4月19日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月18日（木）午後5時30分までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gif/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政部生産振興局技術普及課

- (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 電話番号 011－206－6436

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Name of goods etc. to procure Nematicide insecticide (NematrineAce granules)
200 kg / Flexible bag, 20 kg / paper bag

b Scheduled procurement quantity

- (a) 200 kg / Flexible bag 165 bags (33,000 kg)
(b) 20 kg / Paper bag 357 bags (7,140 kg)

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 19, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., April 18, 2019)

C Contact : Agricultural Technologies Dissemination Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-206-6436

北海道告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
鶴川土地改良区	豊 城	災害復旧〔農業用施設〕	平成31. 3. 4
同	米 原	同	同

北海道告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保 函館市（次の図に示す部分に限る。）安林の所在場所
 - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示した。

平成31年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成31年北海道告示第143号

2 所在が不分明な者 佐賀 明男、太田 芳雄、中村 勇作

北海道告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

大宮沢川（Ⅱ－64－0180）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

上泊学校の沢川（Ⅱ－64－0170）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

知床川（Ⅰ－64－0410）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

礼文郡礼文町大字香深村字シレトコマナイ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

ヨネヤ川（Ⅰ－64－0160）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

礼文郡礼文町大字船泊村字ナイヲロ、大字香深村字ナイヲロ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

尺忍（6－41－374）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン、字ランニ、字チャシトンス、字フンベネフ（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

東山2の沢川（Ⅱ－04－0610）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

岩見沢市東山町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

緑が丘沢川（Ⅱ－04－0620）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

岩見沢市緑が丘（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

志文1の沢川（Ⅱ－04－0630）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

岩見沢市上志文町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 志文2の沢川（Ⅰ－04－0640） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市上志文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 スキー場横沢川（Ⅰ－04－0650） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市上志文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 万字睦町沢川（Ⅱ－04－0750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字睦町、栗沢町万字巴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日の出（0－22－22） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市日の出町、日の出南（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 達眉沢川（Ⅱ－71－0750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 倉石の沢川（Ⅱ－71－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第201号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成31年3月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊1（Ⅰ－6－124－2459） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊2（Ⅰ－6－125－2460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊3（Ⅰ－6－126－2461） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊4 (Ⅰ－6－127－2462) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊5 (Ⅱ－6－77－1802) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊6 (Ⅱ－6－78－1803) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊7 (Ⅱ－6－79－1804) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊8 (Ⅱ－6－80－1805) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊9 (Ⅱ－6－81－1806) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊10 (Ⅱ－6－82－1807) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊11 (Ⅱ－6－83－1808) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊12 (Ⅱ－6－84－1809) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊13（Ⅱ－6－85－1810） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊14（Ⅱ－6－86－1811） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊15（Ⅱ－6－87－1812） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文上泊16（Ⅲ－6－35－632） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	礼文赤岩1（Ⅰ－6－128－2463） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ、字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩2（Ⅰ－6－129－2464） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩3（Ⅰ－6－130－2465） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩4（Ⅰ－6－131－2466） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ、字ナイヲロ、大字香深村字ナイヲロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩5（Ⅱ－6－88－1813） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩 6（Ⅱ－6－89－1814） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩 7（Ⅱ－6－90－1815） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩 8（Ⅱ－6－91－1816） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩 9（Ⅱ－6－92－1817） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩10（Ⅱ－6－93－1818） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩11（Ⅱ－6－94－1819） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩12（Ⅱ－6－95－1820） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ、字ナイヲロ、字ナヨロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文赤岩13（Ⅱ－6－96－1821） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ、字ナイヲロ、字ナヨロ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

礼文赤岩14（Ⅲ－6－36－633） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼1（Ⅰ－6－135－2470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼2（Ⅰ－6－136－2471） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼3（Ⅰ－6－137－2472） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼4（Ⅱ－6－102－1827） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼5（Ⅱ－6－103－1828） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼6（Ⅱ－6－104－1829） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼7（Ⅱ－6－105－1830） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼8（Ⅱ－6－106－1831） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼9（Ⅱ－6－107－1832） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キトウス（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼10（Ⅱ－6－108－1833） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キトウス（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文起登臼11（Ⅲ－6－37－634） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キトウス（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 キトウスの沢川（Ⅱ－64－0130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍1（Ⅰ－6－148－2483）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ、字ビーサシ、字ベツシユ、字ワウシ、字シャクニン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍2（Ⅰ－6－149－2484） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ、字シャクニン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍3（Ⅰ－6－150－2485） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍4（Ⅰ－6－151－2486） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍5（Ⅰ－6－152－2487） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字チャシトンス、字ランニ（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍 6 (Ⅱ－6－116－1841) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ、字シャクニン (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍 7 (Ⅱ－6－117－1842) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン、字ランニ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文尺忍 8 (Ⅱ－6－118－1843) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ランニ、字チャシトンス (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中村川 (Ⅰ－64－0010) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ベツシュ、字ワウシ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 入中の沢川 (Ⅰ－64－0430) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ラニ川 (Ⅱ－64－0420) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ランニ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 志田川 (Ⅰ－64－0440) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文奮部 1 (Ⅰ－6－154－2489) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文奮部 2 (Ⅰ－6－155－2490)
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文奮部3（Ⅰ－6－156－2491） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床1（Ⅰ－6－157－2492） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ、字シレットコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床2（Ⅰ－6－158－2493） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シレットコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床3（Ⅰ－6－159－2494） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シレットコマナイ、字ピーサシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床4（Ⅱ－6－119－1844） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ、字シレットコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床5（Ⅱ－6－120－1845） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字フンベネフ、字シレットコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床6（Ⅱ－6－121－1846） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シレットコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 礼文知床7（Ⅱ－6－122－1847） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字シレットコマナイ、字ピーサシ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
川東 2 の沢川（Ⅱ－32－0940）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町川東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
川東の沢川（Ⅱ－32－0960）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町川東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
烏帽子川（Ⅰ－32－0970）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町川東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
今村沢川（Ⅱ－32－1010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸山北 1 の沢川（Ⅱ－32－1020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸山北 2 の沢川（Ⅱ－32－1030）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
洞爺岩屋 2（Ⅰ－3－332－1972）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
洞爺岩屋 1（Ⅱ－3－204－1377）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
洞爺岩屋 3（Ⅱ－3－205－1378）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町岩屋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 洞爺洞爺町 1 (Ⅱ－3－208－1381) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡洞爺湖町洞爺町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩見沢市上志文町 1 (Ⅰ－0－310－310) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市上志文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩見沢市志文町 1 (Ⅰ－0－599－3017) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市志文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩見沢市上志文町 2 (Ⅱ－0－264－264) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市上志文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	岩見沢市志文町 2 (Ⅱ－0－571－2352) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市志文町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字巴町 1 (Ⅰ－0－307－307) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字巴町、栗沢町万字仲町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字大平 (Ⅰ－0－308－308) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字大平、栗沢町万字幸町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字巴町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字仲町 1 (Ⅰ－0－309－309) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字仲町、栗沢町万字幸町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字寿町 (Ⅱ－0－259－259) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

岩見沢市栗沢町万字寿町、栗沢町万字英町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字英町（Ⅱ－０－260－260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字英町、栗沢町万字曙町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字巴町２（Ⅱ－０－261－261） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字巴町、栗沢町万字大平、栗沢町万字仲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字幸町（Ⅱ－０－262－262） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢万字仲町２（Ⅱ－０－263－263） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 スキー場沢川（Ⅰ－04－0660） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市上志文町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 病院沢川（Ⅱ－04－0740） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字英町、栗沢町万字睦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 津別高台（Ⅰ－7－53－2547） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字高台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 津別高台２（Ⅰ－7－54－2548） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字高台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

津別高台3（Ⅰ－7－55－2549） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字高台（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 津別本町（Ⅰ－7－56－2550） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字本町、字幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小橋の沢川（Ⅱ－71－0830） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 六番の沢川（Ⅱ－71－0840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 最上沢川（Ⅱ－71－0850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走郡津別町字最上（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）																			
	公 表																			
	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成31年3月22日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>水 系 名</td><td>河 川 名</td><td>関 覧 場 所</td></tr><tr><td>二級河川知内川</td><td>知 内 川</td><td>北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所</td></tr><tr><td>二級河川白老川</td><td>白 老 川</td><td>北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所</td></tr><tr><td>二級河川苫小牧川</td><td>苫小牧川</td><td>北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び苫小牧出張所</td></tr><tr><td>一級河川 鶴 川</td><td>鶴 川</td><td>北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び富良野出張所</td></tr><tr><td>同</td><td>双珠別川</td><td>同</td></tr></table>		水 系 名	河 川 名	関 覧 場 所	二級河川知内川	知 内 川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所	二級河川白老川	白 老 川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所	二級河川苫小牧川	苫小牧川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び苫小牧出張所	一級河川 鶴 川	鶴 川	北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び富良野出張所	同	双珠別川	同
	水 系 名	河 川 名	関 覧 場 所																	
二級河川知内川	知 内 川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所																		
二級河川白老川	白 老 川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び登別出張所																		
二級河川苫小牧川	苫小牧川	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び苫小牧出張所																		
一級河川 鶴 川	鶴 川	北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び富良野出張所																		
同	双珠別川	同																		
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																				
北海道教育庁渡島教育局告示第42号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月22日 北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 808,300リットル 2 落札を決定した日 平成31年3月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北日本石油株式会社																				

(2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目28番 5 号 4 落札金額 90.50円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年 1 月25日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 4 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	6 前項の限度時間は、1 箇月について45時間及び 1 年について360時間とする。 7 任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第 5 項の限度時間を超えて勤務を命ずる必要がある場合に限り、次に掲げる時間（同項の限度時間を含む。）及び月数の範囲内で時間外勤務を命ずることができる。 (1) 1 箇月について100時間未満 (2) 1 年について720時間 (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間 (4) 1 年のうち 1 箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月 8 前 3 項の規定は、大規模災害その他道民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急事態への対応等、公務の運営上、真にやむを得ない場合においては、適用しない。 9 任命権者は、第 5 項の限度時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該職員に対する健康及び福祉を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 10 任命権者は、第 8 項に規定する事由により時間外勤務を命じた場合には、当該時間外勤務を命じた日が属する 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。 第10条第 1 項第 3 号中「（昭和47年法律第57号）」を削る。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 平成31年 8 月31日までの間におけるこの規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 5 条第 7 項第 3 号の規定の適用については、同号中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（平成31年 4 月以後の期間に限る。）」とする。 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年 3 月22日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則21－ 1 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則（北海道人事委員会規則21－ 0）の一部を次のように改正する。 第 2 条中「第104条第 4 項第 2 号」を「第104条第 7 項第 2 号」に改める。 附 則
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年 3 月22日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則13－ 101 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－ 42）の一部を次のように改正する。 第 3 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。 (6) 次のいずれかに該当する職員に始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が必要と認められる場合 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第 2 項に規定する対象障害者 イ アに該当する職員以外の職員のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する障害者であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第 1 項の規定に基づく産業医等が認めるもの 第 5 条に次の 7 項を加える。 4 任命権者は、時間外勤務（条例第 9 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 5 時間外勤務を命ずることができる時間は、必要最小限とし、限度時間を超えない時間に限る。	

この規則は、平成31年4月1日から施行する。
